

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し(イベント)でガスこんろ等の火気器具を使用する露店、屋台等を開設する場合は、消防署への届出と消火器の準備が必要となったことの Q&A

1 Q：消防署への届出は、なぜ必要なの。

A：祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しの実施状況を消防機関が事前に把握することにより、有事の際に消防活動において適切な対応ができることや消火器の準備、火気器具の取扱いなどの火災予防の指導が事前にできることからお願いするものです。

2 Q：「多数の者の集合する催し(イベント)」とは、どんなもの。

A：一時的に、一定の場所に不特定の人が集まることで混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性の高まる催しです。

祭礼、縁日、花火大会、展示会以外では、町内会の夏祭り、学園祭、フリーマーケットなどがあります。

ただし、友人や面識のある者同士のバーベキュー等、参加者が個人的なつながりに留まるものは対象にしません。

3 Q：「火気器具」とは、どんなもの。

A：火を使用し、又は高温を発する器具でその使用により火災発生のおそれのある器具。ガスこんろ、ガスフライヤー、石油ストーブ、バーベキューコンロ(木炭)、電気コンロなどがあります。

4 Q：届出は、誰が、いつまでに、どのようなものを提出するの。

A：届出者は、催しを主催される方又は露店等を開設される方です。防火の責任者であることを認識してもらうため催しを主催される方が届け出ることをお勧めします。

届出は、露店等を開設する4日前までに「露店等の開設届出書」の様式を1部、消防署又は最寄の消防署出張所へ届けてください。



5 Q:「露店等の開設届出書」はどこにあるの。

A:消防署, 消防署出張所にあります。最寄の消防機関に申し出て下さい。また, パソコンでインターネットをお使いでありましたら, 総社市消防本部ホームページからも様式をダウンロードできますのでご利用ください。

6 Q: 消火器は, どのようなものを何本準備すれば良いか。

A: 火気器具使用の露店, 屋台等の1店につき, 使用火気器具に適応した消火器が1本必要となります。

消火器は, 技術基準に適合した消火器を準備してください。ただし, 住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は, 能力不足などのため不可としています。

7 Q: 消火器は, 誰が準備するのですか。

A: 火気器具を使用する露店, 屋台等を開設する方が消火器の準備をしてください。

有事の際は, 被害を最小限に留めるため初期消火が非常に重要となります。火気器具を使用する方が準備することをお勧めします。合わせて, 消火器の使い方も熟知しておいてください。

8 Q: スーパーの駐車場内に屋台を出し, 焼き鳥を焼いて販売していますが, 届出等が必要になるのですか。

A: 催しに伴うものでないのでしたら必要ありませんが, もしもの場合に備え消火器を準備したり, 店舗の消火器設置場所を把握しておく等の防火対策をお願いします。



